

ごみの出し方についてお願い

①シュレッダーごみについて

【住民税務課生活環境係 86-2552】

処分方法：事業者からのシュレッダーごみが可燃ごみとして出されているケースが多いことから、町では、可燃ごみとして燃やすのではなく、資源ごみとしてリサイクルに回します。

出し方：シュレッダーにかけたものをそれだけで市販の透明な袋（60～100リットル程度）に入れて清掃セツタ-に持ち込んでください。

注意点：①中身が見えるように、60～100リットル程度の透明な袋（市販のシュレッダー用ごみ袋がよい）を使用してください。

②袋には記名してください（不適正なものが混入していた場合、連絡するためです）。

③紙のリサイクルが前提になりますので、カーボン紙、転写紙、プラスチック、シールなど、紙でないものは混入させないでください。

料 金：無料



②割り箸等について

処分方法：事業者から割り箸などが大量に可燃ごみとして出されています。町では、可燃ごみとして経費をかけるのではなく、公共施設等で燃料として活用します。

出し方：割り箸等（木製のものだけ）の汚れを落としてから段ボールにきちんと入れて清掃セツタ-に持ち込んでください。

注意点：①段ボールには記名してください。

②割り箸の袋は、「可燃ごみ」でなく「その他紙」として出してください。町では「その他紙」を資源物として有償取引しています。

料 金：無料



③廃食用油について

処分方法：平成27年4月から下記施設において、食用油（植物性に限る）の回収を始めます。可燃ごみで燃やされていたものが、石鹼などにリサイクルされます。

出し方：使い終わった食用油を買ったときの容器などに入れて、持ち込んでください。

受入先：【住所】佐久穂町大字海瀬 2643

【施設名】佐久穂町障がい者福祉施設「陽だまりの家」

【電話】0267-78-3620

【受入日時】平日の9時から16時まで（祝祭日、年末年始を除く）

料 金：無料

備 考：ここで出る収益は、この就労者の賃金となります。



生ごみの水切り、古紙類の分別と併せてご協力をお願いします。